



<p>(省略)</p> <p>第 6 章 個人情報の第三者に対する提供</p> <p>第 12 条 (原則禁止) 「個人情報」は、次条の定めるところに従って<u>取得されたもの(削除)</u>を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする。但し、次の各号所定のいずれかの場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 7 章 本人の権利の確保</p> <p>第 14 条 (個人情報の正確性の確保) 「個人情報」は、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確且つ最新の状態<sup>2</sup>で管理されるものとする。</p> <p>第 15 条 (個人情報の開示) 本人から自己の「個人情報」について開示を求められた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」を書面で開示するものとする。</p>	<p>4. <u>従業者に「個人情報」を取り扱わせるにあたっては、「個人情報」の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第 6 章 個人情報の第三者に対する提供</p> <p>第 12 条 (原則禁止) 「個人情報」は、次条の定めるところに従って<u>本人から同意を取得した場合</u>を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする。<u>(第三者への業務の委託に伴って提供される場合を除く。)</u>。但し、次の各号所定のいずれかの場合は、この限りでない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 7 章 本人の権利の確保</p> <p>第 14 条 (個人情報の正確性の確保) 「個人情報」は、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確且つ最新の状態<sup>2</sup>で管理される<u>ように努める</u>ものとする。</p> <p>第 15 条 (個人情報の開示) 1. <u>本人から自己の「個人情報」について開示を求められた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」を書面で開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</u>  <u>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u>  <u>(2) 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</u>  <u>(3) 他の法令に違反することとなる場合</u>  2. <u>前項ただし書に基づき開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。</u></p>	<p>個人情報保護法 17 条に準拠の上、追加記載 (従業者への監督)</p> <p>表現の微修正 一般事例の追加</p> <p>個人情報保護法 19 条に則した表現に訂正</p> <p>個人情報保護法 25 条に準拠の上、追加記載 (開示の例外規定)</p>
---	--	--

<p>第 16 条 (個人情報の訂正等)          本人から自己の「個人情報」について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）を求められた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該「個人情報」の「訂正等」を実施するものとする。</p> <p>第 17 条 (個人情報の利用又は第三者への提供の停止)          本人から自己の「個人情報」について「個人情報保護法」その他の法令に違反する取得又は利用を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という）を求められた場合に、理由があることが判明したときは、これに応じるものとする。</p> <p>第 8 章 雑則          (省略)</p> <p>第 22 条 (施行)          本規定は<u>平成 17 年 4 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p>第 16 条 (個人情報の訂正等)  <u>1. 本人から自己の「個人情報」について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）を求められた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該「個人情報」の「訂正等」を実施するものとする。</u>  <u>2. 前項の規定に基づき「訂正等」を実施したとき、又は「訂正等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。</u></p> <p>第 17 条 (個人情報の利用又は第三者への提供の停止)          本人から自己の「個人情報」について「個人情報保護法」その他の法令に違反する取得又は利用を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という）を求められた場合に、理由があることが判明したときは、これに応じるものとする。<u>ただし、当該利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。</u></p> <p>第 8 章 雑則          (省略)</p> <p>第 22 条 (施行)          本規定は<u>2012 年 4 月 12 日</u>から施行する。</p>	<p>個人情報保護法 26 条 2 項に準拠の上、追加記載（訂正等を実施しない場合の通知対応）</p> <p>個人情報保護法 27 条 1 項に準拠の上、追加記載（ただし書の追加）</p> <p>法人名変更による改訂措置</p>
---	---	--